

「メンタルヘルス対策支援事業」 のご案内

滋賀産業保健総合支援センター

滋賀産業保健総合支援センターでは、事業場におけるメンタルヘルス対策の普及促進を図るため、当センターにメンタルヘルス対策に関する訪問支援を専門的に行う者（メンタルヘルス対策・両立支援促進員）を配置し、

- 1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援
- 2 事業場内体制の整備、関連規定の整備等に関する支援
- 3 管理監督者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 4 若年労働者向けメンタルヘルス教育や研修会への講師派遣
- 5 ストレスチェック制度の導入や実施後の職場環境改善等に関する支援

などの事業場への個別訪問サービスを**無料**で提供しております。



また、当センターでは、精神科医や臨床心理士等の専門家を配置し、職場のメンタルヘルスに関する悩みや課題等のご相談等に**無料**で対応しています。

支援内容や講師派遣、相談の詳細は…

1 「こころの健康づくり計画」の策定に関する支援

メンタルヘルス対策の基本は、経営トップが事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進することを表明するとともに、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定する必要があります。

産業カウンセラー、社会保険労務士等の促進員が事業場に赴き、「心の健康づくり計画」の作成支援等を行います。

2 事業場内体制の整備、関連規定の整備等に関する支援

メンタル不調により休業している労働者が円滑に職場復帰する「職場復帰支援プログラム」の策定や就業規則等の関連規定の整備等により、休職から復職までの社内ルールを明確にしておくことが必要不可欠です。

促進員が事業場に赴き、「職場復帰支援プログラム」の作成支援のほか、メンタルヘルス対策のための事業場内体制の整備にかかる支援等を行います。

3 管理監督者教育への講師派遣

促進員が事業場へ赴き、事業場の管理監督者の方々に、メンタルヘルス対策を進める上で必要な「管理監督者の役割」や「管理監督者の取組事項」についての教育や研修を実施します。
(講師派遣は原則 1 事業場につき 1 回のみとさせていただきます。)

4 若年労働者教育への講師派遣

促進員が事業場へ赴き、事業場に就労して間もない若年労働者に対し、自殺予防等のためのセルフケア教育や研修を実施します。
(講師派遣は原則 1 事業場につき 1 回のみとさせていただきます。)

5 ストレスチェック制度の導入や実施後の職場環境改善等に関する支援

平成27年12月より施行が義務付け(従業員数50人以上の事業場のみ)となったストレスチェックとは、事業主が労働者に対して行う心理的な負担の程度を把握するための検査です。制度がよくわからない、どのように実施したらよいかわからない等のお悩みがあれば、促進員が事業場へ赴き導入にあたっての支援等を行います。

また、ストレスチェック実施後の集団分析結果を踏まえた職場環境改善をどのように行えばよいかわからない等のお悩みに関しても支援を行います。



相談窓口の開設

事業主や人事労務担当者などから寄せられる相談に、精神科医、臨床心理士、カウンセラー等の相談員が対応し、抱える課題等の解決をお手伝いします。

この相談窓口では、メンタル不調者に関する医学的・専門的な事項のほか、メンタル不調者への対処方法、主治医や家族との連携の仕方、職場復帰支援の進め方、復職後の就業上の配慮など幅広い分野に関するご相談をお受けしています。

(相談員は常駐ではありませんので、ご相談の場合は事前にお問い合わせください。相談員等の出勤予定はホームページでご確認頂けます。)

【お問い合わせはこちらまで】



独立行政法人労働者健康安全機構
滋賀産業保健総合支援センター

〒520-0047 滋賀県大津市浜大津1-2-22 大津商中三楽ビル8F

TEL:077-510-0770 FAX:077-510-0775

<https://www.shigas.johas.go.jp>

お問い合わせ・研修の詳細・お申込み等は ホームページからご利用いただけます。

●ご利用いただける日時

月曜日～金曜日 AM8:30～PM5:15
休日:毎週土曜日、日曜日、祝祭日
年末年始

●交通アクセス

【電車ご利用の方】
・JR大津駅より徒歩15分
・京阪電鉄びわ湖浜大津駅より徒歩1分
【お車の方】
・大津市市営スカイプラザ
30分以内駐車料金無料

